

平成三十年四月九日付け広島県報（定期）第二十八号に記載の広島県告示第三百七十六号（指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知）の一部を次のように訂正する。

農林水産局森林保全課長

ページ	行	誤	正
一	八	次に掲げる告示で定めるところによる。	次に掲げる告示（重要流域）平成二十九年三月二十一日農林水産省告示第四百一号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。